

特別警報及び警報が発令されているときの授業について

(1) 特別警報が発令されている場合

午前6時の時点で東京23区に特別警報（大雨・大雪・暴風・暴風雪）が発令されている場合は休校とする。

(2) 警報が発令されている場合

東京23区に警報（大雨・大雪・暴風・暴風雪）が発令されている場合は以下のとおりとする。

1) 平常授業の場合

午前6時	・警報が発令されている場合は自宅待機。 ・警報が解除されている場合は平常授業。
午前8時	・警報が発令されている場合は自宅待機。 ・警報が解除されている場合は3限より平常授業。 (SHR 10 : 40)
午前11時	・警報が発令されている場合は休校（自宅学習）。 ・警報が解除されている場合は5限より平常授業。 (SHR 13 : 15)

2) 定期考査の場合

午前6時	・警報が発令されている場合は自宅待機。 ・警報が解除されている場合は平常どおりの考査。
午前8時	・警報が発令されている場合は休校（自宅学習）。 ・警報が解除されている場合は10 : 55より1限の考査。 (SHR 10 : 40) 午後にかかっても当日予定されている考査はすべて行う。

*居住地域に警報（大雨・大雪・暴風・暴風雪）が発令しているときは、自宅待機とする。

*定期考査中に休校（自宅学習）となった場合、その日の考査は考査最終日の次の平日に実施する。

*警報が解除された場合は、安全を第一に考えて登校させる。その際には出欠について配慮する。

*行事の日の対応については、その都度指示する。